

# 親が認知症で家が売れない！

## 施設の費用は誰が払うの？

そんな事になる前に

# 家族信託

で備えましょう

家族信託は相談相手が重要です。

いつでも・なんでもご相談頂ける当社にご相談ください。



認知症になると...

- 親のための治療費や介護費用を本人の口座から引き出したい
- 銀行口座が凍結されることがあります
- 自宅の売却をして介護の費用に充てたい
- 自宅等の売買などの契約行為はできません

それまでの認知症になってしまった今となっては...  
お母さまが所有するこのご実家の売却は難しいです

元気だねえ〜